



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1202	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1203	公共測量の実施	(技術調査課).....	1
1204	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
1205	道路の供用開始	(").....	2

告 示

和歌山県告示第1202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋柔 21-23	木村恭久	きむら鍼灸整骨院	橋本市胡麻生435-1 フレッシュ紀見10号	平成 23.9.7

和歌山県告示第1203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成23年11月1日から平成24年2月1日まで
- 3 作業地域 和歌山市西浜一丁目、関戸一丁目及び二丁目、新高町の全域及び秋葉町の一部

和歌山県告示第1204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田湯浅線

		敷地の	
--	--	-----	--

区 間	新旧の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原1494番1地先から同町大字栖原1475番1地先まで	旧	8.75 } 11.80	85.00	
同上	新	12.70 } 18.80	100.00	

和歌山県告示第1205号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原1494番1地先から同町大字栖原1475番1地先まで

供用開始の期日 平成23年11月15日